

ブレークスルー研究(仮称)

プログラママネージャ
募集案内

令和6年3月
防衛装備庁

内容

1. ブレークスルー研究(仮称)の概要	2
1.1. ブレークスルー研究(仮称)の目的とアプローチ	2
1.2. 本研究の管理運営体制	2
1.3. 本研究の流れ	2
1.3.1. PM の役割・責任	3
1.3.2. 先導研究の実施	3
1.3.3. 本格研究の実施	3
1.3.4. 研究成果に対する評価	4
1.4. プログラムに対する防衛装備庁の支援	4
2. PM の募集条件等	5
2.1. 採用形態 及び 採用予定官職	5
2.2. 採用予定数	5
2.3. 募集条件	5
2.3.1. 非常勤職員の募集条件	5
2.3.2. 常勤職員(任期付研究員)の募集条件	5
2.4. PM 応募者の要件	5
2.5. 選考方法等	5
2.5.1. 選考方法	5
2.5.2. 選考日程	6
2.5.3. PM に求められる資質	6
2.6. 応募方法等	7
2.6.1. 応募方式	7
2.6.2. 必要書類	7
2.7. 制限事項	8
3. 留意事項等	8
3.1. 採用にあたっての留意事項	8
3.2. プログラムの推進に当たり PM が特に注意すべき事項	8
3.3. 利益相反の取扱い	9
別紙様式第1	10
別紙様式第2	12
別紙様式第3	13
別紙第1	14
別紙第2	15

変更箇所:2024年4月1日:9ページのお問い合わせ先を更新しました。

1. ブレークスルー研究(仮称)の概要

1.1. ブレークスルー研究(仮称)の目的とアプローチ

科学技術の進展は、我が国に経済的・社会的発展をもたらすとともに、安全保障環境にも大きな影響を及ぼし、国家間の競争の様相も変えつつあります。このような安全保障環境の変化を踏まえ、防衛装備庁は、変化の早い様々な技術を、将来の防衛省・自衛隊の活動を大きく変え、ひいては社会課題を解決し得る新たな機能・技術の創出にもつなげるため、ブレークスルー研究(仮称)を実施することとしました。

ブレークスルー研究(仮称)では、以下の 2 つのアプローチで、新たな機能・技術を創出していきます。

- a. 革新型ブレークスルー研究(仮称): 挑戦的な目標を設定し、リスクを取って革新的、画期的な科学技術を育て、これまでの延長ではない新たな機能、技術を創る
- b. 実証型ブレークスルー研究(仮称): 企業等が持つ様々な技術を組み合わせ、将来の防衛省・自衛隊の活動に必要な機能、能力をできるだけ早く創る

このうち、革新型ブレークスルー研究(以下「本研究」という。)では、防衛装備庁外の、民生分野の科学技術に関する豊富な知見を有する研究者等の従来の延長線上の発想から離れた柔軟な知見やアイデアを積極的に活用しながら、事業を進めていくため、プログラマネージャ(以下「PM」という。)を募集します。

1.2. 本研究の管理運営体制

本研究は、令和 6 年度に防衛装備庁に新たに置かれる防衛イノベーション技術研究所(仮称)(以下「防技研」という。)で実施します。本研究の運営全般については、防衛イノベーション技術研究所長(以下「防技研長」という。)が統括します。

本研究では、防衛省・自衛隊が直面する解決すべき課題の解決に向けて、採用された PM が主体となり、研究活動(以下「プログラム」という。)を企画し、管理運営します。

1.3. 本研究の流れ

本研究では、解決すべき課題に対し、これらを解決するため、従来の常識にとらわれない斬新な発想で PM が研究テーマを決定し、プログラムを通して実現すべき挑戦的な目標(以下「研究目標」という。)を設定し、目標の実現に必要な技術的手段(場合によっては複数の手段)について、プログラムの中で有効性、実現性を確認します。これらの際、必要に応じて 1.4 に示すフェロー等の助言等を得ることができます。

本研究は、研究目標に対し、コンセプト検討や課題抽出、技術的な成立性検討を行い、研究目標を実現するための構想、計画を具体化する先導研究と、先導研究の成果を継承し、当該プログラムが創出する新たな機能、技術がどのような効果を発揮できるのかを実証することにも重点を置きながら研究目標を実現していく本格研究で構成されます。

1.3.1. PM の役割・責任

PM には、自らが企画したプログラム全体を管理する責任があります。PM は、自らが設定した研究目標の実現に向け、研究協力者(プログラムに参画する研究機関、企業、大学等のこと。PM の検討を踏まえ防衛装備庁が契約を実施)と連携し、事業の進捗管理を行い、必要に応じて研究協力者に技術アドバイスを実施し、自らの権限と責任でプログラムを進めます。そして、必要があればプログラムの加速、方向転換等を自らの判断で行います。

PM は、研究着手後速やかに研究テーマ、研究目標、研究成果の評価基準と評価時期を自ら決定し、防技研長の同意を得るものとします。PM は、プログラムの実施を通して新たに生じた課題やプログラムの進捗状況等について、防技研長に説明を行う責任があります。PM は、自らが設定した評価時期ごとに、プログラムの進捗状況や研究成果等(以下「進捗状況等」という。)を防技研長に報告するものとします。

本研究では、将来の防衛省・自衛隊の活動を大きく変え、ひいては社会課題を解決し得る新たな機能・技術の創出にもつなげることを目的としており、ブレークスルーの実現を目指した挑戦的な研究目標を設定することを求めています。それ故に、研究目標が必ずしも達成されないリスクも想定されますが、これを恐れず果敢に挑戦していただくことを期待しています。

このため、本研究では、設定した研究目標が達成できなかった場合でも、研究を通して得られた知見や課題(未達成の要因分析、代替手段の検討、将来の見通しに関する定量的な分析等)が PM により適切に報告されれば、それらを評価対象とすることとしています。

1.3.2. 先導研究の実施

PM は、採用後速やかに、防衛装備庁職員(以下「庁職員」という。)の補佐、支援を受けて、解決すべき課題に対するプログラムの研究テーマを決め、研究目標を設定します。その後、研究目標の実現に向けて、当該研究目標を達成するためのアプローチ、手段の具体化、プログラムの実施体制、タイムライン、マイルストーン等の検討を実施します。これらの検討の中で、研究目標を実現するために必要な研究協力者の検討も併せて行います。

その上で、研究目標の実現に向けて、研究協力者とともに、技術調査、机上検討、データ取得、シミュレーションの実施等を通して本格研究のコンセプト検討や課題抽出、技術的な成立性検討を実施し、研究目標を実現するために、さらに伸ばすべき機能、技術を特定し、先導研究に続く本格研究の構想、計画を具体化します。

先導研究は、1～2年の期間を基準として実施します。

1.3.3. 本格研究の実施

先導研究において具体化した本格研究の計画等について防技研長の確認を得られれば、本格研究に進みます。本格研究では、PM が先導研究において具体化した研究構想、研究計画に基づき、必要に応じて仮作品の製作や仮作品を用いた現場での実証も行いながら、プログラムを通して創出される機能、技術が、どのような効果を発揮するのかを実証することにも重点を置きながら、研究目標を実現するための活動をしていきます。

PM は、当初の研究目標や研究計画等とは異なるものの、より高い成果の創出が見込める目標や計画等を見出した場合には、自らの判断により研究目標及びプログラム全体の計画を見直すことができます。

本格研究は、3年を基準として実施します。

1.3.4. 研究成果に対する評価

PM は、事前に設定した評価時期ごとにプログラムの進捗状況等について、自己評価を行います。自己評価では、研究目標やプログラムのタイムライン等に対し、評価時期における進捗や成果について、研究の実績と評価基準を比較し、主に以下の事項について、努めて定量的に評価を行います。この際、評価時期における経済・社会環境や安全保障環境等、外的要因に変化があれば、それを考慮した上で評価を行うこととします。

- 研究が予定どおりに進捗しているか。成果の創出に向けたプロセスが順調に進んでいるか
- 予期しなかった課題が発生したか。予期しなかった課題をどう克服したか
- 今後の研究計画はどうなっているか。研究計画は、当初予定と比較してどのように変化しているのか
- 研究を引き続き実施することが妥当かどうか

PM は、自己評価の結果を防技研長に報告します。PM の報告に対し、防技研長は、必要に応じてフェロー等の協力を得て、PM の自己評価に対し、組織としての評価を実施し、PM の判断が妥当であるかどうかを確認します。この際、プログラムの進捗状況等に対する評価結果によっては、プログラムの計画変更や予算の変更等を防技研長が求める場合があります。さらに、PM の提案のとおり研究を進めても、本研究の主目的(将来の防衛省・自衛隊の活動を大きく変える新たな機能・技術の創出)を達成する見込みが薄い場合は、防技研長が PM と直接議論し、研究継続の是非を PM とともに判断し、必要があれば研究の途中段階であっても防技研長が早期中止を決定する場合があります。

組織による評価は、原則、先導研究終了時及び本格研究終了時に実施されます。また、PM が設定した評価時期以外であっても、防技研長から報告を求められた場合には、PM はこれに対応するものとします。

1.4. プログラムに対する防衛装備庁の支援

防衛装備庁は、PM の活動をより効果的、効率的なものとするため、庁職員に加え、フェロー、外部委託等も活用し、PM 業務の実施に必要な以下の支援を行います。

- (1) プログラムの企画立案やプログラムの実施管理に必要な、技術動向の調査等の実施
- (2) 契約の締結、備品調達、出張手続等に関する事務支援
- (3) 国家公務員として認識すべき採用後に適用される職務発明制度や利益相反マネジメント等に関する研修の実施
- (4) 執務環境の提供

(5) その他必要な支援

また、防衛装備庁は、本研究の各段階において、PM や庁職員に対し技術的な助言等を行う外部有識者(研究機関や大学、企業に所属する者又はその退職者等)を、必要に応じフェローとして委嘱します。

2. PM の募集条件等

2.1. 採用形態 及び 採用予定官職

防衛装備庁 非常勤職員 又は 常勤職員(任期付研究員)

防衛装備庁防衛イノベーション技術研究所(仮称) プログラムマネージャ

2.2. 採用予定数

10名程度

2.3. 募集条件

2.3.1. 非常勤職員の募集条件

別紙第 1 のとおり

2.3.2. 常勤職員(任期付研究員)の募集条件

別紙第 2 のとおり

2.4. PM 応募者の要件

PM 応募者は、以下の(1)~(3)すべての応募要件を満たす必要があります。

(1) 応募は、共同提案ではなく、1 名でなされること。

(2) 高度な知識やスキルに基づき、自らが実施するプログラムを企画立案する企画力及び当該プログラムを円滑に実施するためのマネジメント能力を有すること。

(3) 過去にプログラムの企画・運営に従事した経験を有すること。

応募の要件に関して、あらかじめ以下の点に注意してください。

・応募後、応募要件を満たさないことが判明した場合、応募は受理されません。

・プログラム実施期間の途中で上記要件が満たされなくなった場合、プログラムを中止する場合があります。

2.5. 選考方法等

2.5.1. 選考方法

(1) 1 次選考(書類選考)

提出された書類により、PM に必要な能力等を有しているかを判断します。選考の過程において個別に問い合わせを行う場合があります。

(2) 2 次選考(面接選考)

面接により、PMに必要な能力等を有しているかを判断します。面接は必要に応じて複数回実施しますが、最終面接は東京都区内で実施予定であり、それ以外はリモートでの実施を可能とします。リモートでの実施については、1次選考通過者の方に防衛装備庁から細部を連絡します。

2.5.2. 選考日程

選考日程は以下のとおりです。

募集開始	2024年3月7日(木)
募集受付締切	2024年4月19日(金)
1次選考	2024年4月下旬～5月中旬(予定)
1次選考結果通知	2024年5月中旬(予定) (1次選考通過者のみに連絡 ^{※1})
2次選考 ^{※2}	2024年5月中旬～6月上旬(予定)
2次選考結果通知	2024年6月中旬以降(予定) (2次選考実施者全員に連絡 ^{※1})
採用予定日	2024年7月1日(月)以降

※1 書面又はメールにてお知らせします。これら以外での連絡を希望する場合は、提出書類に連絡手段を記入ください。

※2 面接のための旅費、宿泊費等は支給されません。また、面接日時については個別調整とします。

2.5.3. PMに求められる資質

PMに求める主な資質は以下のとおりとし、これらの観点に基づき、応募を総合的に評価し、選考します。

- (1) 社会課題を解決し得るイノベーションを具体的に構想し、自らが企画したプログラムを現に導くための知識経験又は識見を有し、それを第三者にも分かりやすく提示する能力を有すること。
- (2) プログラムのマネジメントに関する経験を有し、自由かつ柔軟な発想で挑戦的な目標に対して果敢に取り組む意欲を持ち、プログラムの進捗状況等に応じて臨機応変に対処する判断力やリーダーシップを有すること。
- (3) 困難な目標や課題に対し、解決方法を導出し克服できる知識や理解力、コミュニケーション能力を有し、国内外の技術的シーズや研究開発動向を把握、分析及び評価し、プログラムの企画や実施に反映できること。

2.6. 応募方法等

2.6.1. 応募方式

応募は防衛装備庁 HP 内からダウンロードした必要書類等に必要事項を記入し、以下のメールアドレスまで送付してください。その際、メールの件名は「プログラムマネージャ応募_ご自身のフルネーム」としてください。

防衛装備庁 HP: <https://www.mod.go.jp/atla/saiyou.html>

書類送付先: pm-saiyo@cs.atla.mod.go.jp

- ※1 提出いただいた書類に係る個人情報採用活動のみに使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。
- ※2 メールに添付するファイルの容量は 12MB 以内としてください。やむを得ず上限値を超える場合は、メールを送信する前に本募集案内に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

2.6.2. 必要書類

必要書類は以下のとおりです。別紙様式は、防衛装備庁 HP 内にフォーマットを掲載していますので、そちらからダウンロードしたものに必要事項を記入ください。なお、書類不備の場合、原則として応募受付できませんので注意下さい。

(1) 応募時に提出いただく書類

- (a) 【必須】 履歴書 (別紙様式第1)
- (b) 【必須】 職務経歴書 (別紙様式第2)
- (c) 【任意】 本研究の趣旨を踏まえた研究テーマ案 (別紙様式第3)

自らが実施すべきと考える研究テーマ案を提案してください。研究テーマ案は、応募者の研究企画力を確認する目的で使用し、選考の参考としますが、研究テーマ案の内容のみによって採否を決めることはありませんので、自由かつ柔軟な発想で、新たな機能、技術の創出を目指す研究テーマ案を提案してください。なお、提案いただいた研究テーマ案は、あくまでも選考の参考とするものであり、PM 採用後の実施を約束するものではありません。実際の研究テーマは、PM として採用後に改めて決定していただきます。

研究テーマ案は、以下を考慮したものであることを期待します。

- 将来の防衛省・自衛隊の活動を大きく変える新たな機能、技術の創出を目指すものであること。さらには、社会課題を解決する可能性を秘めたものであること。
- 課題の解決に向け、高い技術的リスクがある場合でも、それらを克服する手段や代替の解決方法が可能な限り具体的に示されていること。

- (d) 【任意】 研究開発事業の管理・運営経験等の職務経歴書や研究業績等の研究業績リスト及びそれらの業績を証明できる資料(例: 主要論文の写しや学会発表等での講演資料、過去に関わった研究開発活動において得た受賞歴など)

(2) 1次選考通過後、2次選考までに提出していただく書類

- (a) 卒業証明書(最終学歴のもの)

- (b) (非常勤職員で副業・兼業を希望される場合) 所属元の副業・兼業許諾書、勤務形態、収入等を証明する書類

2.7. 制限事項

以下のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛装備庁職員となることができない者
 - (a) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (b) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (c) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 競争的研究費の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日(令和3年12月17日改正)競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく応募制限の対象者

3. 留意事項等

3.1. 採用にあたっての留意事項

- (1) 本研究の成果は、防衛装備庁の部外発表に関する規則に従って、事前に承認を得ることで、防衛装備庁外に研究成果を発表することができます。
- (2) PM は、PM が携わったプログラムに関して防衛装備庁と契約を行った企業、国立研究開発法人、大学等の法人及び個人(以下「事業者等」という。))に対し、PM 在任中に当該事業者等の地位に就くことを目的として、自己に関する情報の提供、当該地位に関する情報提供の依頼、又は当該事業者等の地位に就くことの要求若しくは約束、事業者等との間での利益誘導を禁止します。
- (3) 採用後、秘密の取扱いの必要が生じた場合には、適格性等の確認のために必要な書類を提出してください。
- (4) 採用後、3.3 に記載する利害関係者の判断が必要になった場合は、判断に必要な情報の提供に協力いただく場合があります。

3.2. プログラムの推進に当たりPM が特に注意すべき事項

- (1) プログラムの実施に必要な経費が国費で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的にプログラムを遂行する責務があります。
- (2) プログラムの実施において特定の事業者等に在籍している、または在籍していた場合、当該事業者等の営業秘密等を不正に侵害する等、関係法令に違反する行為は行わないで下さい。

3.3. 利益相反の取扱い

以下に該当する事業者等は、PM の利害関係者に該当する可能性があります。利害関係者は、原則として、PM が任期中に仕様書の作成などに直接関与した調達案件に対する入札等への参加が制限される場合があります。事業者等が利害関係者に該当するかどうかは、必要性、合理性、妥当性を考慮の上、防衛装備庁で適切に判断します。

- (1) PM 自身が所属している、又はしていた、若しくは副業・兼業している事業者等(子会社等の関連企業も含む。)
- (2) PM と緊密な共同研究を行っている若しくは密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある事業者等
- (3) PM と親族関係又はそれと同等な密接な個人的関係にある事業者等
- (4) その他 PM が事業者等の発行する有価証券を有している場合等

(お問い合わせ先)

防衛装備庁技術戦略部 PM 採用担当 金子・木全

電話番号:03-3268-3111(代表)(内線:28521・26428)

電話受付時間:平日10:00~17:00

メールアドレス:pm-saiyo@cs.atla.mod.go.jp

履歴書

(フリガナ) 氏名	
所属機関名及び役職	
住所	
連絡先	電話番号:
	E-mail:
略歴	
<p>【学歴、職歴、その他特記すべき活動歴に分けて記入】</p> <p>学歴(中学卒業以降)</p> <p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年 〇〇高等学校〇〇課卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得</p> <p>職歴(全ての職歴と職務内容)</p> <p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年～平成〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部(〇〇について開発)</p> <p>平成〇〇年～平成〇〇年 〇〇大学特任教授(〇〇に関する研究に従事)</p> <p>平成〇〇年～平成〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部(〇〇事業担当)</p> <p>その他特記すべき活動歴(社会貢献活動、国際活動等本応募に関わる特記事項があれば任意記入)</p> <p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年～平成〇〇年 〇〇ベンチャーキャピタル株式会社技術諮問委員</p> <p>平成〇〇年～平成〇〇年 〇〇学会〇〇分科会運営委員</p>	

PMとしての資質・実績に関する情報

【過去のプログラムマネジメントに関する主な経験・実績】

【応募者がPMとして適任であると考え理由】

募集案内 2.7 に該当する事項の有無

有

無

職務経歴書

20xx年xx月xx日現在
氏名:

1. 職務経歴

職務要約

職務経歴

期間: ~

事業内容:

期間	業務内容等
	(プログラムの管理・運営経験等の職務経歴等を記載ください。)

2. 研究業績

研究要約

研究経歴

期間: ~

研究内容:

期間	研究業績等
	(主要論文の別刷や学会発表等での講演資料を適宜添付ください。また、過去に関わった研究開発活動において得た受賞歴がありましたらこちらに記載ください。)

※PMとしての資質の判断に資することを踏まえ、職務経歴、研究業績等を記載ください。

研究テーマ案

研究テーマ名

簡にして要を得た名称としてください。

プログラムの概要、イメージ

要点を記載ください。

【研究目標】

【研究目標を達成するためのアプローチ、手段】

研究の成果が防衛省・自衛隊の活動等に及ぼす効果、影響

提案するプログラムにより、防衛省・自衛隊の活動にどのような効果、影響があり、どのような貢献をするのか、簡潔に記載ください。更に、社会課題の解決にも効果、影響が見込まれる可能性があれば、その点にも言及してください。

非常勤職員の募集条件等

1 採用予定(雇用)期間

採用後、プログラム終了まで勤務していただくことを予定しています。

2 給与等

(1) 給与

原則、時給4千円～6千円程度とし、職務経験や職務内容を勘案し個別に決定します。応募者の職務経験等により、左記により難しい場合はこれを上回ることもあります。

その他、通勤手当、賞与等が規則に応じて支給されます。

(2) 保険

厚生年金保険、雇用保険及び医療保険(防衛省共済組合(短期給付))は勤務時間数により、加入対象になる場合があります。

3 勤務地

東京23区内(テレワーク可)

4 勤務時間等

採用後、個別の事情を勘案し決定します。

原則として、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)に規定する祝日並びに12月29日から1月3日までの日は休みです。

また、年次休暇やその他の休暇については、規則に応じて付与されます。

常勤職員(任期付)の募集条件等

1 採用予定(雇用)期間

採用後、プログラム終了まで勤務していただくことを予定しています。

2 給与等

(1) 給与

月給:603,000円～800,000円(職務経験や職務内容を勘案し個別に決定します。)

その他、通勤手当、地域手当、賞与等が規則に応じて支給されます。

(2) 保険

➤国家公務員共済組合加入(共済組合短期掛金、共済厚生年金掛金)

➤雇用保険法適用除外

➤労働災害については、国家公務員災害補償制度に基づき実施

3 勤務地

東京23区内(テレワーク可)

4 勤務時間等

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで週休2日制を実施しています。(フレックスタイム勤務制度もあります。)

休暇は、年20日の年次休暇(7月1日採用の場合10日。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等)、介護休暇があります。

5 その他

任用期間中に、他の民間企業等を兼業することはできません。